

天使大学紀要投稿規程

(目的)

第1条 天使大学紀要（以下「本紀要」という。）の発行目的は、本学の教育の向上と教員の研究の活性化を図ることにある。

(投稿資格)

第2条 投稿者は、原則として本学教員（専任および非常勤講師）とする。共著者及び学術振興委員会（以下「委員会」という。）で認めた者はこの限りではない。ただし、応募者多数の場合には専任教員を優先する。

(投稿内容)

第3条 投稿内容は、論文、研究ノートとし、いずれも未発表のものとする。

- (1) 論文（原著、総説など）にあたるものは、当該分野における新たな知見、発見が資料（実験・調査データや文献資料）とともに論述されたもの。
- (2) 研究ノート（評論、報告、資料など）にあたるものは、論文までには至らないが報告に値するもの。

(選考及び査読)

第4条 掲載原稿の選考・分類は委員会がこれにあたる。

- (2) 原稿の査読については、委員会が査読者を学長に推薦する。
- (3) 学長は、委員会より推薦された査読者に査読委員を委嘱する。
- (4) 査読結果は、学術振興委員長（以下「委員長」という。）より投稿者各自に連絡される。

(投稿手続)

第5条 投稿手続は次による。

- (1) 投稿予定者は、申込書に次のことを明記し、投稿締切日の2ヶ月前までに委員会に提出する。
 - ① タイトル
 - ② 著者名（含む共同執筆者）
 - ③ 和文・英文の別
- (2) 投稿申込書提出後に、投稿を取り消す場合には、直ちに委員会に連絡する。
- (3) 投稿原稿は、随時委員長が受理する。
- (4) 投稿締切日は、毎年1月20日とする。ただし、当該日が本学の休日にあたる場合には、その翌日とする。
- (5) 投稿は、原稿1部及び英文要旨（英文の場合は日本語要旨）並びにキーワードなど（執筆要領の2を参照）、できる限りそれらの記録されたフロッピー・ディスクを添えて委員長に提出する。

(執筆要領)

第6条 執筆に関しては別記の「執筆要領」による。

(編集・発行)

第7条 編集・発行に関しては次による。

- (1) 掲載順序、その他編集に関わることは委員会がこれにあたる。
- (2) 校正は著者が責任をもって行う。
- (3) 締切期日までに受理し、査読後掲載可能となった原稿は、当該年度の紀要に掲載される。発行は、年1回とし、刊行予定日は6月30日とする。
- (4) 別刷は20部まで無料とする。それ以上を希望する場合には、著者の実費負担とする。

(著作権)

第8条 本紀要に掲載された著作物の著作権は本学に帰属するものとし、他誌などにその全部又は一部を使用する場合には、委員会の承認を必要とする。ただし、著者自身はあらかじめ委員会に通知して、自己の論文並びに研究ノートの全文又は一部について、複製又は翻訳・翻案などの形で利用することができる。

(電子化・公開)

第9条 本紀要は冊子の発行とともに電子化し、無料公開することを原則とする。

2 電子化並びに無料公開を拒む場合には、本紀要の発行前にその旨を文書で委員会に提出しなければならない。以後、その著作物に限って電子化は行わない。

(事務)

第10条 本紀要の投稿に関する事務は、事務局図書課が行う。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年10月1日から施行する。